既

八木正宣 税理士法人SBL代表社員・税理士



される。 する一定の財産に対して課税 続税は、 おける、被相続人が有 相続発生時に

相続人に対する贈与財産など さらに相続発生前3年以内の 手当金等のみなし相続財産、 預金、有価証券、不動産とい 一定の死亡保険金、死亡退職 った本来の相続財産のほか、 課税される財産には、現金

> の課税対象から控除できる。 関等からの借入金やカード債 が含まれる。 相続税の概算を計算する前 葬式費用などは、 一方で、 金融機 相続税

説する。 内容を整理し、 主な財産など、主な項目を解 を把握することが重要だ。 には、まず主な財産や債務の 相続税の課税対象となる 財産の評価額 以

る。 税理士法により制限されてい 務のアドバイスを行うことは 計算を行い、 なお、 顧客のニーズの深度によ 個別具体的な相続税 個別具体的な税

> って、 などの対応が必要だ。

倍率方式で評価する土地は路線価方式か

続税の課税対象となる。 出した現金は、

る、いわゆる「名義を借りた 残高で、定期性預金の場合に 本人の相続財産 夫

提携税理士を紹介する

現金

相続が発生する直前に引き 現金として相

・預貯金

預貯金」は、 婦や親子等の親族間で行われ は預金利息を含む。なお、 相続が発生した時点の預金

> とみなされて相続税の課税対 · 有価証券

月の前月、 最も低い金額で評価する。 最終価格の月平均額のうち、 最終価格、 た日の最終価格による。 し上場株式は、相続発生日の 原則として、 その月の前々月の 相続発生月、 相続が発生し その

土地 土地は原則として、一利用

単位ごとに路線価方式と倍率

基に評価する。 宅地の1㎡当たりの価額) 線価(道路に面する標準的な 方式のいずれかで評価する。 日に国税庁より公表される路 路線価方式では毎年7月1

税庁より毎年7月1日に公表 じて計算する。この倍率も国 産税評価額に一定の倍率を乗 価方法で、その土地の固定資 が定められていない地域の評 一方の倍率方式は、路線価

図表1 相続税の総額の算出手順(第1段階) 非課税 財産 3年以内 債務 贈与財産 基礎控除額 葬式費用 被相続人の遺産総額 配偶者。 税額 正味の遺産額 相続税の総額 課税遺産総額 ×税率 税額 税額 税額 子 C ×税率 税額 税額 (出所) 筆者作成

-ズのキャッチと

提案ノウハウ

ついては、

に定められているからだ。 定資産税評価額は70%を目安 合に、路線価はその8%、 公示価格を100%とした場 税評価額の1・ る際、宅地であれば固定資産 方法が有用だ。これは宅地の なお相続税の概算を計算す 14倍を用いる 固

小規模宅地等の特例

地は一定の条件の下、 の80%(貸付事業用宅地等は m) までの部分について、そ 積(居住用330㎡、 業用、賃貸事業用の一定の宅 被相続人の居住用または事 が減額される。 mį 賃貸事業用200 事業用 限度面

・みなし相続財産

税の課税対象としている。こ の死亡保険金や死亡退職金に の経済的効果を持つため相続 については、相続財産と同様 る生命保険金や死亡退職金等 を原因に相続人などが受け取 相続財産ではないが、 それぞれ「法定相 死亡

> 課税枠が設けられている。 続人の数×500万円」

贈与財産の加算

3年以内から7年以内へと拡 財産への加算期間が、死亡前 算して相続税の計算を行う。 産の評価額を、相続財産に加 被相続人から贈与を受けた財 大することとなる。 の贈与より、生前贈与の相続 なお、令和6年1月1日以降 た人が、死亡日前3年以内に 相続等により財産を取得し

精算課税制度を選択した場合 与につき、相続人等が相続時 の贈与時の価額を加算する。 は、相続時精算課税適用財産 また被相続人からの生前贈

債務・葬式費用

課税対象から控除できる スの相続財産として相続税の 葬式費用については、 金、未払医療費などの債務 帯債務、固定資産税等の税 る金融機関からの借入金や連 相続発生日において存在す

近代セールス 2024年8月1日号